株式会社 SJI

証券コード：2315

第28期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年１月27日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館　B2階
サフラン

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

目　次

第28期定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 2
連結計算書類 …… 21
計算書類 …… 25
株主総会参考書類 …… 37

（証券コード　2315）
平成29年１月12日

株　主　各　位

東京都目黒区大橋一丁目５番１号
株式会社　　Ｓ　　Ｊ　　Ｉ
代表取締役社長　牛　　雨

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席頂けない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成29年１月26日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成29年１月27日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時）

2. 場　　所　東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
アイビーホール青学会館　Ｂ２階　サフラン
（昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

3. 株主総会の目的である事項

報 告 事 項　1.　第28期（自 平成27年11月１日 至 平成28年10月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.　第28期（自 平成27年11月１日 至 平成28年10月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

（お 願 い）　当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
（お知らせ）　本招集のご通知添付書類のうち、「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sji-inc.jp）に掲載しておりますので、本招集のご通知添付書類には記載しておりません。
添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sji-inc.jp）に掲載致します。
総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承頂きますようお願い申し上げます。

事業報告（自　平成27年11月１日　至　平成28年10月31日）

当社は、平成27年10月１日の臨時株主総会の決議により、事業年度を従来の３月31日から10月31日に変更いたしました。

これにより、前第27期事業年度が平成27年４月１日から平成27年10月31日までの７ヵ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成27年11月１日～平成28年10月31日）におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策を背景に、企業収益は回復傾向にありますが、その一方で円高の進行や、英国のＥＵ離脱に伴う欧州経済への懸念等もあり、景気の先行きは依然不透明な状況が続きました。

当社が事業を展開する情報サービス産業におきましては、企業収益の改善を背景にIT投資に前向きに取組む企業は増加しており、企業の経営および業務改善に直結するシステムへの投資にも前向きな姿勢が見られました。一方、IT技術者不足は依然として解消しておらず、人材確保は厳しい状況が続きました。また、インターネットの普及に匹敵する変革がもたらされるとされ、世界中で急拡大するフィンテックが、日本においても遠い将来の技術ではなく、すでに実用段階に移行しつつある技術として、情報サービス産業各社のビジネスの幅をさらに広げてゆくことが見込まれています。

こうした状況の下、当社グループは、有利子負債の圧縮、金融機関との取引正常化、徹底した経費削減、資産の売却など、様々な財務改善策を着実に進めました。売却可能な事業子会社については既に売却が完了しており、残る子会社につきましても整理を進めております。平成28年10月には恒星信息（香港）有限公司（以下、「 SJI-HK 」）の全株式を譲渡いたしました。 SJI-HK 並びにその100％子会社である福建聯迪資訊科技有限公司および聯迪恒星電子科技（上海）有限公司が当社の連結子会社から除外され、連結子会社は６社から３社になりました。なお、 Hua Shen Trading (International) Limited および Rapid Capital Holdings Limited においても解散および清算の手続きを開始しております。 SJ Asia Pacific Limited についても今後整理する方針であります。これらの取組みにより財務面は大幅に改善いたしました。今後は本格的な成長ステージへ移行してまいります。

平成28年６月に、今後の本格的な成長ステージへの移行を見据え、当社のブランド力の強化を目的として商号の変更を決議いたしました。平成29年１月27日開催の定時株主総会での承認を前提として、平成29年２月１日より株式会社カイカ（英文表記：ＣＡＩＣＡ　Ｉｎｃ.）として始動いたします。加えて10月に、平成29年10月期を初年度とした５ヵ年の中期経営計画「新たな成長に向けたステージへ」を策定いたしました。同じく10月には、情報サービス事業の拡大を目的として、株式会社東京テックおよび株式会社東京情報の取得に係る独占交渉を開始いたしました。今後当社は、システムインテグレーター企業としてさらなる成長を目指し、中期経営計画の達成に向け、M＆Aも積極的に行う方針であります。

このように、当社は次期からの本格的な成長に向けた体制を整えるとともに、既存顧客への積極的な営業活動や提案活動に加え、親会社グループとコラボレーションしたグループ横断的な営業活動を行うことで、新規顧客の開拓を促進するなど着実に業務を推進してまいりました。また、フィンテック分野においては、ビットコイン関連のシステム開発の受注や大手企業での実証実験の支援受託等、確実なスタートア

ップを切っております。
しかしながら、平成28年４月28日付で当社株式が特設注意市場銘柄の指定継続となり、売上高の大半を占める既存顧客からの継続案件は、当社の技術力に対する評価およびこれまでの信頼関係により、大きな影響を受けなかったものの、新規案件の受注は一部獲得が難しい状況となりました。また、特設注意市場銘柄指定解除後の平成28年９月24日以降早々に、与信回復による受注増を想定しておりましたが、当社の顧客の多くが３月末決算の会社であり、本格的な受注増となる時期は顧客の新年度にあたる平成29年４月以降になることを想定しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、5,337百万円、営業利益は238百万円、経常利益は131百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は392百万円となりました。

売上高につきましては、連結・個別ともに、予想値より微増という結果になりました。
営業利益におきましては、販売費および一般管理費の徹底した削減の結果、連結・個別ともに、黒字で着地したものの、滞留していた売掛金の回収が遅れたことにより、平成28年10月期に引当済みである貸倒引当金繰入額の取崩しが計上されなかったこと等から、予想値を下まわる結果となりました。
経常利益におきましても、連結・個別ともに営業利益の伸び悩みが影響し、加えて、上述の滞留していた売掛金の回収見込みが遅れたことによる平成27年10月期以前に引当済みの貸倒引当金戻入益が計上されなかったこと等により、予想値を下まわる結果となりました。なお、為替差損は期中に、為替の上下変動があったものの、結果としては、第１四半期時点と概ね変わらず、26百万円を計上いたしました。
親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、個別においては、上述の営業利益、経常利益の伸び悩みが影響し、予想値を下まわったものの、連結におきましては、平成28年10月25日付「子会社株式の譲渡（子会社の異動）および子会社に対する債権の譲渡に関するお知らせ」にて開示しました子会社の異動に伴い、関係会社株式売却益182百万円を特別利益として計上したことにより、予想値を上まわる結果となりました。

このような状況をうけまして、当連結会計年度におきましては、資本の充実と財務体質の強化を図るため、内部留保の充実を優先したいと考えており、誠に遺憾ながら前期に引続き配当を見送らせていただくことといたします。また、次期の剰余金の配当につきましては、当社といたしましては一刻も早く業績の立て直しを行い、財務体質を強化することが株主様の長期的な利益につながると考え、誠に遺憾ではありますが無配を予定しております。

なお、当社グループは情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況
当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況
平成28年3月に、新株予約権の行使により84百万円の資金調達を行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
平成28年10月25日に恒星信息（香港）有限公司（以下、「SJI-HK」）の全株式を捷中有限公司に譲渡いたしました。SJI-HK並びにその100％子会社である福建聯迪資訊科技有限公司および聯迪恒星電子科技（上海）有限公司が当社の連結子会社から除外され、連結子会社は６社から３社になりました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の親会社である株式会社ネクスグループは、平成27年７月24日付で株式交換により株式会社ネクス・ソリューションズを完全子会社といたしました。当社はネクス・ソリューションズ株式を保有していたため、当該株式交換の結果、ネクスグループ株式を保有することとなりましたが、今後は、会社法第135条第３項の規定に基づき、対処いたします。

(8) 対処すべき課題

・人材の採用・育成の取組み

情報サービス産業においては、慢性的な技術者の不足に加え、複雑・高度化する技術への対応という難題を抱えております。当社におきましても人材採用ならびに人材育成は重要な経営課題と認識しており、上流工程を担えるシステムエンジニア、大規模ＳＩビジネスを担えるプロジェクトマネージャの積極的な採用および育成を実施してまいります。また、フィンテック分野のトッププレイヤーを目指す当社といたしましては、特にブロックチェーンに係る分野において高度な技術力を備えたスペシャリストを確保するための教育ならびに採用活動を強化してまいります。

・受注拡大への取組み

当社はこれまで、金融機関向けシステム開発を主力としておりましたが、継続的かつ安定的な受注の拡大を図るためには、顧客および業種における第２・第３の柱を築くことが重要であります。そのため、現在の取引領域を最大限に拡大するとともに、当社のこれまでのシステム開発のノウハウを活かし、隣接領域への展開および取引拡大に努めてまいります。これにより、非金融分野およびエンドユーザーとの取引比率の向上を目指します。

・品質、生産性向上の取組み

サービスの品質および価格の両面に対する顧客からの強い要請や同業他社との価格競争の激化により、収益性の低下が懸念されます。当社では、品質・生産性向上については重要な経営上の課題と受け止め、品質・生産性革新に向けた取り組みを強化してまいります。品質・生産性を確保するために各本部におけるプロジェクトのチェック、課題の把握と改善を実施し、不採算案件の発生防止と継続的な品質の向上を図ってまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

項目＼期別	第 25 期 (平成26年３月期)	第 26 期 (平成27年３月期)	第 27 期 (平成27年10月期)	第 28 期 (平成28年10月期)
売上高	26,276,341	30,340,499	4,126,292	5,337,111
経常利益又は経常損失（△）	△1,722,637	253,129	△552,764	131,745
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	△6,714,069	△2,857,576	△6,060,250	392,067
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△81円30銭	△34円60銭	△38円99銭	1円61銭
総資産	39,360,759	30,130,885	4,606,146	1,980,825
純資産	14,301,029	7,484,228	140,680	481,915
1株当たり純資産	56円19銭	31円25銭	0円36銭	1円76銭

(注) 1. １株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数をのぞいて算出しています。
2. 平成25年10月１日付で普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）および１株当たり純資産を算定しております。
3. 第27期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成27年４月１日から平成27年10月31日までの７ヵ月間となっております。

(10) 主要な事業内容（平成28年10月31日現在）

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社、連結子会社３社、持分法非適用関連会社１社から構成されております。また、当社の親会社は株式会社フィスコ、株式会社ネクスグループの２社であり、その他の関係会社は、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED の１社であります。

なお、当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであります。

事業の種類	内容
情報サービス	システム開発、システムに関するコンサルティング、システムのメンテナンス・サポート

情報サービス事業

当社グループでは、システム開発、システムに関するコンサルティング、システムのメンテナンス・サポートを行う情報サービス事業を主力事業としており、金融（銀行・生損保・証券等）、流通・小売、医療、情報通信、公共事業のシステム開発案件を大手ＳＩｅｒやエンドユーザー顧客から受注しております。

当社グループの開発するシステムには、金融機関向けのインターネットバンキング等の金融戦略支援システム、流通・小売向けにインターネットを利用した購買調達システムやネットワーク監視システム、医療向けに大規模病院の院内システム、情報通信向けにＭ２Ｍ機器との送受信を制御、管理するシステム、公共事業向けにマイナンバー、社会保障に関するシステムなどがあります。

（11）主要な拠点等（平成28年10月31日現在）

本社（東京都目黒区）

（12）従業員の状況（平成28年10月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
411名	△82名

（注）1. 従業員数はグループ外への出向者を除き、取締役および監査役は含まれておりません。
2. 当連結会計年度において、当社グループの従業員は81名減少し、411名となりました。この主な理由は、事業部門における適時の人員補充が情報サービス産業全体のIT技術者不足による影響もあり難航したことおよび業務の合理化に伴う間接部門の人員の削減によるものです。

（13）重要な親会社および子会社の状況（平成28年10月31日現在）

①　親会社の状況

当社の親会社は、株式会社フィスコ、株式会社ネクスグループの２社であり、その他の関係会社はSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDの１社であります。

（株式会社ネクスグループの親会社である株式会社フィスコは、当社の親会社に該当いたします。また、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDが保有する株式会社フィスコの議決権割合が減少したことから、株式会社フィスコの親会社から、その他の関係会社となりました。これに伴いSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDは当社の親会社からその他の関係会社となりました。）

このうち、主たる親会社は株式会社ネクスグループであります。同社は期末日現在、当社の議決権の50.6％を保有しております。

また、親会社とは役員の兼任がございます。

②　重要な子会社の状況

会社名	持株比率	主要な事業内容	備考
SJ Asia Pacific Limited	100%	中間持株会社	
Hua Shen Trading (International) Limited	100%	中間持株会社	清算手続き中
Rapid Capital Holdings Limited	100%	中間持株会社	清算手続き中

当社の連結子会社は上記重要な子会社の３社であります。なお、上記に記載した会社の他、持分法非適用関連会社が１社あります。

③　特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先（平成28年10月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	280,000
株式会社みずほ銀行	250,000
株式会社りそな銀行	150,000

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年10月31日現在）

（1）発行可能株式総数　830,556,000株

（2）発行済株式の総数　244,345,000株（自己株式192,954株を含む）

（3）株主数　18,808名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社ネクスグループ	123,428,900	50.55
FISCO INTERNATIONAL (CAYMAN)L.P.	8,571,400	3.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,324,200	2.59
株式会社SRAホールディングス	5,050,000	2.07
株式会社SRA	5,000,000	2.05
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702	4,448,800	1.82
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	1,898,500	0.78
SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED	1,000,000	0.41
中村專一郎	870,000	0.36
株式会社SBI証券	804,400	0.33

（注）1. 持株比率は、自己株式（192,954株）を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第３位を四捨五入して表示しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

平成27年６月29日開催の第26期定時株主総会決議による新株予約権

決議年月日	平成27年６月１日開催取締役会及び 平成27年６月29日開催第26期定時株主総会
新株予約権の数	77,578個（新株予約権１個につき1,000株）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	77,578,000株
新株予約権の行使時の払込金額	35円
新株予約権の行使期間	平成27年６月30日から平成29年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　35.0円 資本組入額　17.5円
新株予約権の行使条件	１．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ２．各本新株予約権の一部行使はできない。 ３．その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当を受ける者との間で締結する株式会社ＳＪＩ第５回新株予約権引受契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	―
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）１ (1)本新株予約権の払込金額は、新株予約権１個につき666円とし、新株予約権の払込金額の総額は76,113千円とする。
(2)新株予約権の割当日は、平成27年６月30日である。
(3)新株予約権の払込期日は、平成27年６月30日である。
２ (1)当社が(注)３「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)３「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(2)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)３「新株予約権の行使時の払込金額」欄(3)②第(ロ)号及び第(ホ)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

３ 新株予約権の行使時の払込金額

(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、(行使価額）という。）は、35円とする。但し、本欄（3）の規定に従って調整されるものとする。

(3)行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)本項④第(ロ)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当てがある場合は、その翌日以降これを適用する。

(ロ)株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

(ハ)取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項④第(ロ)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項④第(ロ)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。）、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項④第(ロ)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ)本項②第(イ)号から第(ニ)号までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項②第(イ)号から第(ニ)号にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に１株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額-調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

③行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

④その他
(イ)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
(ロ)行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項②第(ホ)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。
(ハ)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
⑤本項②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
(イ)株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
(ロ)その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
(ハ)行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。この場合に１株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

役　名	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	八木隆二	内部監査室、広報　担当
代表取締役社長	牛　雨	第一事業本部、第二事業本部、第三事業本部、ＢＰ推進室、フィンテック戦略室、広報　担当、フィンテック戦略室長　委嘱
代表取締役専務	山口健治	ガバナンス推進室、財務経理本部　担当、財務経理本部長　委嘱
取締役	矢沼克則	総務人事本部　担当、総務人事本部長　委嘱
取締役	齊藤洋介	株式会社ネクスグループ取締役管理本部長、株式会社フィスコ・キャピタル取締役、株式会社ネクス取締役管理部部長、株式会社ネクス・ソリューションズ取締役、株式会社ケア・ダイナミックス取締役
取締役	川﨑光雄	株式会社カテナシア代表取締役、一般財団法人アジア医療支援機構監事、医療法人マザーギー理事、社会福祉法人善光会理事
取締役	幾石純	いわかぜキャピタル株式会社取締役
常勤監査役	古賀勝	
監査役	杉本眞一	ボナファイデコンサルティング株式会社代表取締役
監査役	細木正彦	ウィルコンサルティング株式会社代表取締役、株式会社極楽湯監査役、あすか信用組合監事、株式会社タカヤ監査役
監査役	勝部日出男	日本メナード化粧品株式会社取締役、株式会社ナレッジカンパニー代表取締役

（注）1. 取締役のうち川﨑光雄氏、幾石純氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、川﨑光雄氏、幾石純氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード）が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち、杉本眞一氏、細木正彦氏、勝部日出男氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、杉本眞一氏、細木正彦氏、勝部日出男氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード）が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 細木正彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏　名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
代表取締役社長	劉　天泉	事業統轄本部担当	平成28年１月28日
取締役	俵　健太郎		平成28年１月28日
取締役	石原直樹		平成28年１月28日
監査役	宮森信英		平成28年１月28日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は、取締役川﨑光雄氏、幾石純氏および監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における賠償責任の限度額は、３百万円と会社法第425条第１項に定める最低責任限度金額のいずれか高い金額であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	64百万円 (4百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	15百万円 (6百万円)
合　　計	12名	79百万円

(注)　期末現在の人員数は取締役7名（うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役3名）であります。上記の取締役の支給人員には、無報酬の取締役3名は含まれておりません。上記の支給人員には、平成28年1月28日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②　当社又は特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況
取締役	川崎光雄	当事業年度に開催された取締役会には、28回中20回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
取締役	幾石　純	就任後開催された取締役会には、20回中17回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監査役	杉本眞一	当事業年度に開催された取締役会には、28回中13回に出席、また、監査役会には30回中17回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監査役	細木正彦	就任後開催された取締役会には、20回中18回に出席、また、監査役会には23回中22回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監査役	勝部日出男	就任後開催された取締役会には、20回全てに出席、また、監査役会には23回全てに出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。

(注)　当該事業年度中に会社法第370条及び当社定款第24条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議はありません。

ロ．社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
　該当事項はありません。

ハ．当社の不正又は不当な業務執行に関する対応の概要
　該当事項はありません。

④　当社親会社又は当社親会社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬の額
該当事項はありません。

⑤　①～④の内容に対する社外役員の意見
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

赤坂・海生公認会計士共同事務所	平成27年11月1日から平成28年７月31日まで	会計監査人
東光監査法人	平成28年８月1日から平成28年10月31日まで	一時会計監査人

(注) 当社の会計監査人でありました赤坂・海生公認会計士共同事務所との監査契約の合意解除に伴い、平成28年10月13日開催の監査役会において一時会計監査人として、東光監査法人の選任を決議しました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）		
	赤坂・海生公認会計士共同事務所	東光監査法人	合計
当事業年度に係る報酬等の額	16	11	27
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16	11	27

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、各会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である赤坂・海生公認会計士共同事務所は会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第１項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、５百万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

当社と一時会計監査人である東光監査法人は会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第１項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業風土のあり方を抜本的に変革し、コーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンス体制を再構築すべく、それぞれの代表取締役が、ａ．事業部門の業務執行、ｂ．管理部門の業務執行、ｃ．全社的な牽制の役割を独立して管掌することで単独の代表取締役による恣意性の高いまたは正規の手続きを介さない取引等への牽制および防止する体制を確立しております。また、代表取締役が決裁者の場合には決裁者以外の２代表取締役が決裁の適切性を確認する手続きを社内情報システム上でワークフロー化しており、総務部長がこれら手続きの完了を確認しております。

取締役会による定例取締役会を12回、臨時取締役会を16回開催しました。また、取締役会の諮問機関として経営監視委員会を設置し、問題事象に対する再発防止策および改善措置の実施状況についてのモニタリングおよび当社の経営に対する有益な助言・指導が行われており、定例経営監視委員会を12回開催しています。また、経営監視委員は定例取締役会へ必要に応じて陪席しております。

取締役および使用人が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、「ＳＪＩ行動規範」を制定し、指針としております。また、コンプライアンス委員会を設置しており、定例委員会を12回開催しました。コンプライアンス委員会では、取締役および使用人に対するコンプライアンス意識の普及および啓発活動として、月次でテーマ変えてのポスター掲示、全社向けメールマガジンを11回配信しております。また、取締役を対象として四半期毎のコンプライアンス研修を４回開催しており、社員を対象としたコンプライアンス研修を15回開催しました。これらの活動状況は常勤取締役および常勤監査役の出席する経営会議へ定期的に報告されております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口および社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しております。使用人からの通報実績の有無について内部監査室で確認しております。

なお、平成29年10月期におきましては、法務に関する高度な知見を有する取締役による取締役会審議の牽制体制を確立するものとし、第28期定時株主総会においては弁護士と公認会計士資格を持つ方を社外取締役候補者としております。今後も引き続き内部管理体制を整備・強化をしてまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁資料、稟議書および議事録等を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保管および保存するものとしており、セキュリティが確保された場所で適切に保管・保存しております。また、当社の情報セキュリティマネージメントシステムに基づく情報セキュリティ監査に行い、これらの情報(決裁資料、稟議書および議事録等)が安全かつ適切に管理していることを確認しています。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「コーポレートリスク評価規程」に基づき、財務部門がリスクチェック表を用いた定期的なリスクの評価を実施しており、識別されたリスクと対応策が経営会議に報告し審議されていることを、内部監査室による全社レベル内部統制評価において確認しております。

情報セキュリティにおけるコーポレートリスクについては、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ管理規程等を整備し情報セキュリティ管理体制を構築しており、情報セキュリティ監査要領に基づき年１回の監査を実施しております。また、災害時には災害対策委員会を設置する旨を「コーポレートリスク管理規程」に定めておりますが、コーポレートリスクとなる災害事象は発生しておりません。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営会議規程に従い代表取締役社長が経営に関する重要事項を決裁する場合および取締役会へ上程すべき重要事項を決裁する場合の審議・検討・事前承認機関として経営会議を設置しております。また、取締役会の付議議案を事前送付することで、取締役の事前検討時間を確保しております。経営監視委員会は、経営会議議事録、取締役会議事録および定例経営監視委員会により運用の適切性を確認しております。

⑤　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的とした「関係会社管理規程」を設けております。また、全ての子会社は事業をしておらず、当社の財務経理部門により譲渡、清算手続きおよび整理に向けた準備を進めており、その進捗状況は逐次、取締役会へ報告しておりました。

⑥　その他当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、全ての子会社に対して当社代表取締役を董事長、取締役あるいは監事として派遣しており、法定代表者も当社代表取締役としております。また、全ての子会社は事業をしておらず、当社の財務経理部門が子会社経理部門を直接指導し、適切に譲渡あるいは清算手続きを進めておりました。

また、関連当事者取引管理規程および関連当事者取引ガイドラインを整備しており、親会社との取引は経営監視委員会から助言・指導を頂いた上で、取引の事前承認を取締役会に図っております。また、内部監査室においては重点監査項目として関連当事者取引の適切性確保の確認をしました。

⑦　反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「行動規範」、「役員規程」および「就業規則」において、反社会的勢力および団体との関係拒絶を明記しております。反社会的勢力からの不当要求の窓口を総務部と定め、情報収集、予防措置および有事発生時の対応として「反社会的勢力対策規程」およびマニュアルを整備しております。

役員の選任、新規取引開始にあたっては、経歴書、インターネットもしくは民間調査会社からの情報の確認のみならず必要に応じて外部専門機関への照会を行い、反社会的勢力との関係歴を調査しております。

⑧　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、「監査役会規程」および「監査役監査基準」において、監査役が補助使用人として総務人事部門所属の者を指名し監査業務に必要な事項を命令することができること、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して取締役および所属部門責任者等の指揮命令を受けないことを明記しております。監査役は代表取締役または取締役会に対して、補助使用人の独立性の確保に必要な要請を行うものとしており、総務部所属の従業員が補助使用人としています。

⑨　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会および経営監視委員会等に監査役が出席し、取締役の職務遂行状況を確認しております。

また、内部監査室は監査役との月次定例会議により、内部監査実施状況、内部監査室と会計監査人の２者間での内部統制評価に係る打合せ内容および監査役と会計監査人の２者間打合せの内容等の情報共有を図っております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口および社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しており、ヘルプライン受付者は監査役へ報告する体制をとっております。

⑩　上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人は、内部通報者保護および個人情報保護に関連する当社規程により当該報告をした者が、不利な取扱いを受けない処置を定めておりますが、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会に監査役が出席し、そのような事象が発生していないことを確認しております。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上しておくことが望ましいが、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。なお、当該費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性および適正性に留意しなければならないと監査役監査基準にて定めております。この方針に則り、監査役の子会社往査に必要な費用等についても、監査役の請求に従い速やかに処理しております。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査部門および会計監査人は、監査役会と相互に連携をはかり、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう、監査役、会計監査人、内部監査室の間での会議を四半期毎に行っており、監査の実効性を高めております。

第28期連結会計年度末の時点で当社および子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていることを確認しております。

（注）　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、又比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表（平成28年10月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**1,546,692**	**流動負債**	**1,367,480**
現金及び預金	704,732	支払手形及び買掛金	133,209
受取手形及び売掛金	811,858	短期借入金	149,334
親会社株式	56,753	1年内返済予定の長期借入金	811,664
仕掛品	6,855	未払金	70,295
短期貸付金	40,760	リース債務	2,407
未収入金	16,794	未払法人税等	6,677
その他	37,049	賞与引当金	102,265
貸倒引当金	△128,112	その他	91,626
固定資産	**434,132**	**固定負債**	**131,429**
有形固定資産	**39,296**	長期借入金	80,000
建物及び構築物	21,164	リース債務	603
工具、器具及び備品	14,783	その他	50,826
土地	500	**負債合計**	**1,498,909**
リース資産	2,847	**純資産の部**	
無形固定資産	**43,504**	**株主資本**	**381,342**
ソフトウェア	43,067	資本金	6,391,713
その他	436	資本剰余金	11,226,866
投資その他の資産	**351,332**	利益剰余金	△17,148,292
投資有価証券	260,447	自己株式	△88,945
出資金	4,404	**その他の包括利益累計額**	**48,905**
長期貸付金	208,164	その他有価証券評価差額金	△51,353
長期未収入金	1,396,439	為替換算調整勘定	100,259
その他	86,480	**新株予約権**	**51,666**
貸倒引当金	△1,604,603	**純資産合計**	**481,915**
資産合計	**1,980,825**	**負債及び純資産合計**	**1,980,825**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

連結損益計算書（自　平成27年11月1日　至　平成28年10月31日）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		5,337,111
売上原価		4,440,016
売上総利益		**897,095**
販売費及び一般管理費		658,150
営業利益		**238,945**
営業外収益		
受取利息	6,903	
その他	8,019	14,923
営業外費用		
支払利息	90,725	
為替差損	26,514	
支払手数料	3,999	
その他	883	122,123
経常利益		**131,745**
特別利益		
貸倒引当金戻入額	28,665	
関係会社株式売却益	182,271	
見積遅延損害金戻入益	58,586	269,523
特別損失		
減損損失	1,249	
固定資産売却損	4,152	5,401
税金等調整前当期純利益		**395,867**
法人税、住民税及び事業税		3,800
当期純利益		**392,067**
親会社株主に帰属する当期純利益		**392,067**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

連結株主資本等変動計算書（自　平成27年11月1日　至　平成28年10月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	6,348,558	11,183,710	△17,540,359	△88,945	△97,036
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	43,155	43,155			86,311
親会社株主に帰属する当期純利益			392,067		392,067
連結範囲の変動					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	43,155	43,155	392,067	—	478,379
当期末残高	6,391,713	11,226,866	△17,148,292	△88,945	381,342

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	△20,385	△497	205,321	184,438	53,278	140,680
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						86,311
親会社株主に帰属する当期純利益						392,067
連結範囲の変動			△262,712	△262,712		△262,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△30,968	497	157,650	127,179	△1,611	125,567
当期変動額合計	△30,968	497	△105,061	△135,532	△1,611	341,234
当期末残高	△51,353	—	100,259	48,905	51,666	481,915

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

※　「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sji-inc.jp）に掲載しておりますので、本添付書類には掲載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年12月27日

株式会社ＳＪＩ
　取 締 役 会　御中

東　光　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　昌　也　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　早　川　和　志　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＳＪＩの平成27年11月１日から平成28年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＳＪＩ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表（平成28年10月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**1,546,068**	**流動負債**	**1,367,480**
現金及び預金	704,108	買掛金	133,209
売掛金	811,858	短期借入金	149,334
親会社株式	56,753	1年内返済予定の長期借入金	811,664
仕掛品	6,855	リース債務	2,407
前払費用	36,681	未払金	70,295
短期貸付金	1,087,337	未払法人税等	6,677
未収入金	2,526,373	未払費用	70,861
その他	368	前受金	7,053
貸倒引当金	△3,684,268	預り金	13,710
固定資産	**434,132**	賞与引当金	102,265
有形固定資産	**39,296**	**固定負債**	**131,429**
建物	21,164	長期借入金	80,000
工具、器具及び備品	14,783	リース債務	603
土地	500	その他	50,826
リース資産	2,847	**負債合計**	**1,498,909**
無形固定資産	**43,504**	**純資産の部**	
ソフトウェア	43,067	**株主資本**	**480,978**
その他	436	**資本金**	**6,391,713**
投資その他の資産	**351,332**	**資本剰余金**	**8,891,514**
投資有価証券	255,612	資本準備金	8,891,514
関係会社株式	4,835	**利益剰余金**	**△14,713,304**
出資金	4,404	利益準備金	12,400
長期貸付金	208,164	その他利益剰余金	△14,725,704
敷金保証金	84,755	繰越利益剰余金	△14,725,704
その他	10,861	**自己株式**	**△88,945**
貸倒引当金	△217,300	**評価・換算差額等**	**△51,353**
		その他有価証券評価差額金	△51,353
		新株予約権	**51,666**
		純資産合計	**481,291**
資産合計	**1,980,201**	**負債及び純資産合計**	**1,980,201**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

損益計算書（自　平成27年11月1日　至　平成28年10月31日）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		5,337,111
売上原価		4,440,016
売上総利益		**897,095**
販売費及び一般管理費		639,803
営業利益		**257,292**
営業外収益		
受取利息	6,884	
業務受託料	3,000	
雑収入	6,286	16,171
営業外費用		
支払利息	90,725	
支払手数料	3,999	
為替差損	3,233	
その他	85	98,043
経常利益		**175,420**
特別利益		
見積遅延損害金戻入益	58,586	
貸倒引当金戻入額	29,931	88,517
特別損失		
固定資産売却損	4,152	
債権譲渡損	15,741	
減損損失	1,249	21,143
税引前当期純利益		**242,794**
法人税、住民税及び事業税		3,800
当期純利益		**238,994**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

株主資本等変動計算書（自　平成27年11月1日　至　平成28年10月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	6,348,558	8,848,358	12,400	△14,964,698	△88,945	155,672
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	43,155	43,155				86,311
当期純利益				238,994		238,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	43,155	43,155	—	238,994	—	325,305
当期末残高	6,391,713	8,891,514	12,400	△14,725,704	△88,945	480,978

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	△20,385	△497	△20,882	53,278	188,068
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					86,311
当期純利益					238,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△30,968	497	△30,471	△1,611	△32,082
当期変動額合計	△30,968	497	△30,471	△1,611	293,223
当期末残高	△51,353	—	△51,353	51,666	481,291

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ……時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

・商品

個別法による原価法

・仕掛品

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定率法
(リース資産を除く)　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物および平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。平成28年度４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物に対する定額法の適用は平成28年度法人税法改正に係るものですが、この変更による当事業年度の損益への影響はありません。
なお、主な耐用年数は、以下の通りです。
建物　３～39年
工具、器具及び備品　４～15年

無 形 固 定 資 産……定額法
(リース資産を除く)　なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（３～５年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法と、残存有効期間（３年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準
イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約
工事進行基準(契約の進捗率の見積りは原価比例法)
ロ．その他の契約
工事完成基準

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法
イ. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
ハ. ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
ニ. ヘッジ有効性の評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務
   短期金銭債権　3,556,156千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額
   65,925千円

3. 親会社株式
   流動資産　56,753千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高
   営業取引以外の取引高　3,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数　普通株式　192,954株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1. 流動資産

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,136,965千円
貸付金評価損	256,172千円
賞与引当金	31,559千円
繰越欠損金	59,360千円
その他	26,043千円
繰延税金資産計	1,510,099千円
評価性引当額	△1,510,099千円
繰延税金資産の純額	ー千円

2. 固定資産

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	3,033,926千円
貸倒引当金	67,058千円
繰越欠損金	552,719千円
その他	17,676千円
繰延税金資産計	3,671,379千円
評価性引当額	△3,671,379千円
繰延税金資産の純額	ー千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	SJ Asia Pacific Limited	所有直接100%	兼任	—	—	—	短期貸付金(注2)	1,046,577
					—	—	未収入金(注2)	2,509,578
	恒星信息（香港）有限公司	所有間接100%(注3)	兼任	—	未収入金の回収	484,658	—	—
					業務受託収入	3,000	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 資金の貸付・借入については、貸付・借入利率は市場金利などを勘案して合理的に決定しております。

2. 当社は、SJ Asia Pacific Limitedへの貸付金等債権に対して合計3,556,155千円の貸倒引当金を計上しております。

3. 恒星信息（香港）有限公司については、当事業年度中に全株式を譲渡したことにより、関連当事者には該当しなくなったため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

3. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(１株当たり情報に関する注記)

(1) １株当たり純資産額　1円97銭

(2) １株当たり当期純利益　0円98銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月27日

株式会社ＳＪＩ
　取 締 役 会　御中

東　光　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　昌　也　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　早　川　和　志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＳＪＩの平成27年11月１日から平成28年10月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年11月１日から平成28年10月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月29日

株式会社ＳＪＩ　監査役会

常勤監査役　古　賀　　勝　㊞

社外監査役　杉　本　眞　一　㊞

社外監査役　細　木　正　彦　㊞

社外監査役　勝　部　日出男　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社はこれまで経営体制の大幅な刷新を行い、新生ＳＪＩとして再生・再建を推し進めてまいりました。今後の本格的な成長ステージへの移行を見据え、当社のブランド力の強化を目的として、現行定款第１条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款第１条の変更の効力発生日は、平成29年２月１日といたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社ＳＪＩと称し、英文では ＳＪＩ Ｉｎｃ．と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社カイカと称し、英文では ＣＡＩＣＡ Ｉｎｃ．と表示する。
第２条～第48条（条文省略）	第２条～第48条（現行どおり）
（新設）	附則 本定款第１条（商号）の変更は、平成29年２月１日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。

第２号議案　取締役８名選任の件

現任取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、さらなる経営体制の強化を図るため、新任候補者１名を含む取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	八木隆二（やぎ りゅうじ） （昭和44年11月28日生）	平成22年３月　株式会社フィスコ入社 平成23年10月　イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役 平成25年２月　株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）取締役 平成25年３月　株式会社フィスコ取締役アドバイザリー事業部長 平成25年12月　Ｃａｒｅ Ｏｎｌｉｎｅ株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス）取締役 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役 平成26年８月　株式会社ジェネラルソリューションズ（現 株式会社フィスコＩＲ）取締役 平成26年12月　株式会社シヤンテイ取締役 平成27年６月　当社　代表取締役会長　業務全般担当　内部監査室担当 平成28年10月　当社　代表取締役会長　内部監査室担当　広報担当（現任）	0株
2	牛雨（にゅう いゆう） （昭和37年６月９日生）	平成３年10月　北京農業工程大学（現 中国農業大学）ポストドクター 平成５年10月　中国農業大学水利与土木工程学部研究職（副研究員：アシスト教授相当） 平成10年10月　株式会社サン・ジャパン（現 当社）入社 平成22年４月　当社　国内事業統轄本部　第三ソリューション事業部ソリューション四部長 平成23年４月　当社　営業統轄本部第三営業本部長 平成25年４月　当社　サービス事業部長 平成27年11月　当社　事業統轄本部イノベーションセンター長 平成28年１月　当社　代表取締役社長　第一事業本部担当　第二事業本部担当　第三事業本部担当　BP推進室担当　フィンテック戦略室担当　フィンテック戦略室長委嘱 平成28年10月　当社　代表取締役社長　第一事業本部担当　第二事業本部担当　第三事業本部担当　BP推進室担当　フィンテック戦略室担当　広報担当　フィンテック戦略室長委嘱（現任）	62,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	山口 健治 （昭和45年11月19日生）	平成15年２月　株式会社シークエッジ（現 株式会社シークエッジ・インベストメント）入社 平成15年９月　同社取締役 平成22年２月　株式会社シークエッジ・パートナーズ取締役 平成23年７月　ＳＥＱＵＥＤＧＥ ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴ ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ ＬＩＭＩＴＥＤ ＤＩＲＥＣＴＯＲ 平成26年３月　株式会社シークエッジ・インベストメント代表取締役 平成26年４月　株式会社シークエッジ・チャイナ代表取締役 平成27年６月　当社　代表取締役　管理統轄本部担当　ガバナンス推進室担当　管理統轄本部長委嘱 平成27年11月　当社　代表取締役　管理統轄本部担当　ガバナンス推進室担当　管理統轄本部長委嘱　財務経理本部長委嘱 平成28年１月　当社　代表取締役専務　ガバナンス推進室担当　財務経理本部担当　財務経理本部長委嘱（現任）	0株
4	矢沼 克則 （昭和32年９月30日生）	昭和55年４月　株式会社ソフトウエアマネジメント（現 当社）入社 平成22年７月　当社　経営企画本部情報システム部長 平成26年４月　当社　管理本部長 平成27年７月　当社　執行役員管理統轄本部総務人事本部長 平成28年１月　当社　取締役　総務人事本部担当　総務人事本部長委嘱（現任）	28,500株
5	齊藤 洋介 （昭和49年１月１日生）	平成17年７月　株式会社ケア・アソシエイツ（現 株式会社アルテディア）入社 株式会社ケア・アセット・マネジメント代表取締役 平成19年10月　株式会社アルテディア経営管理本部長 平成25年10月　株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）入社 同社経営企画部財務・経理チームリーダー 平成25年12月　Ｃａｒｅ Ｏｎｌｉｎｅ株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス）取締役（現任） 株式会社ネクス・ソリューションズ　取締役（現任） 平成26年１月　株式会社フィスコ・キャピタル　取締役（現任） 平成26年２月　株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）取締役　経営企画部部長 平成26年４月　株式会社ネクスグループ　取締役管理本部長（現任） 株式会社ネクス　取締役管理部部長（現任） 平成27年６月　当社　取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	川崎 光雄 （昭和47年５月28日生）	平成８年４月　株式会社アットホーム入社 平成15年８月　株式会社船井総合研究所入社 平成23年１月　株式会社カテナシア設立代表取締役（現任） 平成23年８月　株式会社メディア・コンテンツ代表取締役 平成24年９月　一般財団法人アジア医療支援機構監事（現任） 平成24年12月　医療法人マザーキー理事（現任） 平成25年12月　社会福祉法人善光会理事（現任） 平成27年６月　当社　取締役（現任）	0株
7	幾石 純 （昭和23年２月12日生）	昭和46年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）　入行 平成元年９月　同行香港支店筆頭副支店長 平成４年７月　同行パリ支店長 平成８年１月　同行情報開発部長 平成12年６月　大和証券ＳＢキャピタル・マーケッツ株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社）執行役員 平成14年８月　日本オーチスエレベータ株式会社取締役 平成20年５月　いわかぜキャピタル株式会社取締役（現任） 平成28年１月　当社　取締役（現任）	0株
※8	島村 和也 （昭和47年10月20日生）	平成７年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成10年２月　公認会計士登録 平成16年10月　弁護士登録 平成16年10月　阿部・井窪・片山法律事務所 入所 平成20年３月　島村法律会計事務所開設 代表（現任） 平成20年６月　株式会社ソディックプラステック 社外監査役 平成20年７月　株式会社スリー・ディー・マトリックス 社外監査役 平成24年７月　同社 社外取締役（現任） 平成26年３月　コスモ・バイオ株式会社 社外取締役（現任） 平成27年６月　アイビーシステム株式会社 社外監査役（現任） 平成28年12月　株式会社アズーム 社外監査役（現任）	0株

（注）1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成28年10月31日現在の状況を記載しております。
4. 川﨑光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当社は、川﨑光雄氏、幾石純氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、島村和也氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
5. 川﨑光雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年７ヶ月となります。
幾石純氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
6. 川﨑光雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
7. 幾石純氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり金融機関における金融及び証券関係の豊富な専門知識ならびに経営者として培われた幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
8. 島村和也氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士・公認会計士としての豊富な専門知識と経験をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

9. 当社定款第28条の規定に基づき、当社は川﨑光雄氏、幾石純氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、取締役候補者島村和也氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
10. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社は、平成28年10月13日開催の当社監査役会において一時会計監査人として東光監査法人を選任し、現在に至っております。同監査法人のこれまでの会計監査人状況等から当社の会計監査人として相当であると判断し、監査役会の決定により同監査法人を会計監査人の候補者といたしました。

なお、監査役会が東光監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査実績、監査の品質管理体制、独立性、監査の継続性を勘案した結果、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われるものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	東光監査法人
事務所の所在地	東京都千代田区飯田橋３丁目７番４号 彩風館６Ｆ
沿　　革	平成３年１月31日　東光監査法人設立
概　　要 （平成28年12月現在）	出資金　13,000千円 構成人員 社員：公認会計士　13名 職員：公認会計士　20名 関与会社　69社 大会社監査　7社 金商法監査　1社 会社法監査　4社 学校法人監査　21社 労働組合監査　7社 その他の任意監査　29社

（注）当社と会計監査人候補者である東光監査法人は会社法第427条第1項の契約を締結予定であり、当該契約の内容の概要は次のとおりです。
会社法第423条第１項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

以　上

メ モ 欄

株主総会会場ご案内図

場所：東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
アイビーホール青学会館　Ｂ２階　サフラン
電話（03）3409-8181



交通のご案内
（地下鉄）
●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車　（Ｂ３又はＢ１出口より徒歩約５分）
（都営バス）
●渋谷駅前⇒新橋駅前行き（渋88系統）「南青山五丁目」下車　（徒歩約３分）
●新橋駅前⇒渋谷駅前行き（渋88系統）「青山学院前」下車　（徒歩約３分）

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

UD FONT